

住宅用火災警報器は設置していますか？

設置義務です

住宅用火災警報器



平成23年6月1日からすべての家庭での設置が義務化されました。

住宅火災100件当たりの死者数



火災1件における焼損面積



※住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少します。

10年経ったら取り替える！



住宅用火災警報器は古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。

連動型が推奨されています！



連動型とは

連動型の住宅用火災警報器が火災を感じると、他の場所に設置されている住宅用火災警報器も連動して警報音を発するので、早期の発見につながります。

お問い合わせ

八幡市消防本部予防課 075-981-0304（直通）
八幡市消防本部（署） 075-981-4119（代表）